

答申第81号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和6年6月
三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和5年11月30日付けで三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「条例」という。）に基づき行った「令和5年4月以降の三重スポーツ協会および県内市町との「国体早期開催」に関する打ち合せ記録一切」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年12月11日付けで行った公文書部分開示決定について、取消しを求めるものである。

なお、実施機関は、非開示とした部分のうち一部を開示することが妥当であると判断を変更し、令和6年1月25日付けで当初決定の一部変更を行っているので、当審査会も変更後の公文書部分開示決定（以下「本決定」という。）の妥当性について審査するものとする。

3 本件対象公文書について

本件審査請求の対象となっている文書は、実施機関が特定した文書のうち、「次回国体・障スポ大会に向けた市町訪問結果」（以下「本件対象公文書」という。）である。

4 審査請求の理由

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

実施機関は、当該非開示部分を「公開を前提とせずに聴き取ったもの」であり、条例第7条第6号に掲げる事務事業情報に該当するとしているが、何ら根拠のない実施機関の都合で線引きした前提条件にすぎず、県民の知る権利の保障と原則公開を旨とする条例の運用を拘束するものではない。「今後同種の調整を市町とする場合、自由な発言が滞るおそれがある」としているが、条例第7条第6号に該当する「おそれ」とは、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されるため、今回の非開示決定は、これに該当するとはいえない。また、多額の財政負担を見込む国民スポーツ大会早期開催を推進する判断に影響を与えた情報は広く県民に提供されるべきである。

また、再検討にあたり、各市町長に記載内容の確認を求めたことであるが、開示の判断は実施機関の責任で行われるべきものであり、各市町長の意向により揺らぐことがあってはならない。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により本決定は妥当というものである。

本件対象公文書は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催について聴き

取った各市町の意見・意向等を取りまとめたものである。聴き取りは公開を前提とせずにに行っており、これを公にすると、今後市町と同種の調整を行う場合に、自由な発言が滞るおそれがあるため、条例第7条第6号（事務事業情報）に該当するとして、本件対象公文書のうち、市町の意見・意向に関する部分を非開示とする公文書部分開示決定を行った。

しかしながら、審査請求後に市町長の意見等を記載した欄が全て黒塗りにされたと報道されたことにより、県民が「県は不都合な情報を隠している」と誤解する新たなおそれが生じた。そのため、各市町長に記載内容を確認いただき、その意見を参考としたうえで県として再度検討を行った結果、

- ① 他の自治体に関する伝聞・推測に基づく発言や、確定していない情報
- ② 発言意図と内容が異なると確認された発言
- ③ 前回大会（三重とこわか国体・三重とこわか大会）における非公表情報

に該当する内容については、引き続き非開示が妥当であると判断したが、それ以外の部分については開示が可能であるとして、当初決定の一部を取り消し、改めて部分開示決定を行った。

上記①、②については、不正確な情報や誤った情報を含んでおり、これらを開示することは市町との信頼関係を損ない、今後同種の調整業務を行うにあたり大きな支障をきたすおそれがあるとともに、県民の誤解を招くおそれもあるため、また、③については、開示することで、今後、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けた具体的な準備を進めるにあたり、市町をはじめとする関係者との調整に大きな支障をきたすおそれがあるため非開示とした。

6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようになるとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 条例第7条第6号（事務事業情報）の意義について

本号は、県の説明責任や県民の県政参加の観点からは、本来、行政遂行に関わる情報は情報公開の対象にされなければならないが、情報の性格や事務・事業の性質によっては、公開することにより、当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものがある。これらについては、非公開とせざるを得ないので、その旨を

規定している。

なお、本規定は、実施機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があり、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

(3) 条例第7条第6号（事務事業情報）の該当性について

実施機関が本決定において本号に該当するとした本件非開示情報は、①他の自治体に関する伝聞・推測に基づく発言や確定していない情報、②発言意図と内容が異なると確認された発言、③前回大会（三重とこわか国体・三重とこわか大会）における非公表情報のいずれかに該当するものである。

実施機関は、聴き取りは公開を前提とせずに市町長に対して行っており、これを公にすると、今後市町と同種の調整を行う場合に自由な発言が滞るおそれがあり、また、県民の誤解を招くおそれがあるため、条例第7条第6号（事務事業情報）に該当すると主張している。

当審査会で見分したところ、実施機関が非開示とした箇所には、非公開が前提であるがゆえになされた発言、伝聞や推測に基づく不正確な内容及び今後県の業務を遂行するにあたり影響を及ぼす可能性のある内容が記載されていた。これらが公開されることとは、市町との信頼関係が崩れ、今後の大会の開催とその準備のみならず、その他の業務においても、知事や副知事と市町長が本音で意見を交わすことを困難にする可能性は大いにあり、実施機関が主張する事務・事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれには相当の蓋然性があると認められる。

したがって、県が実施を検討している国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催という大規模事業に関する情報について、県民への説明責任はあるものの、開示によって市町との信頼関係が損なわれることにより生じる支障のおそれにより本号に該当するとして、当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 处 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 6 . 1 . 3 0	・ 質問書及び弁明書の受理
R 6 . 2 . 1 4	・ 実施機関を経由して審査請求人から反論書の受理
R 6 . 3 . 1	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 6 . 3 . 1 4	・ 実施機関からの意見書の受理
R 6 . 4 . 2 5	・ 書面審理 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和 6 年度第 1 回第 2 部会)
R 6 . 5 . 2 2	・ 審議 (令和 6 年度第 2 回第 2 部会)
R 6 . 6 . 1 9	・ 審議 ・ 答申 (令和 6 年度第 3 回第 2 部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
※会 長 (第二部会部会長)	片 山 真 洋	三重弁護士会推薦弁護士
会長職務代理者 (第一部会部会長)	川 本 一 子	弁護士
委 員	須 川 忠 輝	三重大学人文学部准教授
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	三 田 泰 雅	四日市大学総合政策学部教授
※委 員	小 川 友 香	税理士
※委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
※委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。